

社会福祉法人 岩手愛児会「次世代育成支援行動計画」

当法人では、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を整備することによって、職員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境の改善を図るため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2 行動目標

(1) 子育てをしている職員を対象とする取り組み

- ・男性の育児休業取得を促進するためにパンフレット等で周知する。
- ・三歳以上の子を養育する職員に対する短時間勤務制度の導入
- ・職員が子の看護のための休暇を中抜けしても時間単位で取得ができる制度の導入
- ・育児休業、育児休業給付及び産前産後休業等の諸制度について職員に周知する。

《対策》

令和4年4月～ 職員のニーズの把握を行い、制度導入のための規定整備を早急を実施する。

(2) 小中校生の子供を持つ職員を対象とする取り組み

- ・子どもが職員の働いているところを見学する「子ども参観日」の実施

《対策》

令和4年4月～ 早期に実施予定日を計画して実行することとする。